

平成25年度

社会福祉法人 柳川市社会福祉協議会事業計画書

《 重点目標 》

1. 財政基盤の強化及び新社会福祉法人会計基準への適切な移行
2. 地域福祉活動計画に基づくさらなる小地域福祉活動の推進
3. 障害福祉相談事業の機能と利用者支援の充実
4. 介護サービス事業の安定とサービスの質の確保

法人経営部門

1. 組織運営事業

(1) 理事会等の開催

地域福祉推進にふさわしい事業を市民と協働して実施していくために、理事会等を中心に法人経営の強化を図ります。

- 理事会の開催
- 評議員会の開催
- 正副会長会の開催
- 企画・財政委員会の開催
- 運営会議の開催（定例月2回、対象者：常務理事及び管理職）

(2) 監査の実施

事業の健全経営や透明性を図るため、法人の財産状況等を監査します。

- 監事による監査（原則として年1回）

(3) 役員等の改選

任期満了に伴う役員及び評議員の改選について、他団体への推薦事務等を適切に実施します。

- 理事及び監事の任期（平成25年6月30日任期満了）
- 評議員の任期（平成25年5月30日任期満了）

(4) 財政基盤の強化

地域行政区等の協力を得て、会員募集を実施します。

- 一般会員（目標／17,568世帯、会費8,784千円）

※7月を会員募集月間とします。

広報誌やホームページを活用して本会に対する認知度を高め、一般会員を推進するとともに、本会の趣旨に賛同する団体及び企業等の特別会員を推進します。

(5) 新会計基準への移行

平成26年度予算より新会計基準に移行するため、新会計基準に対応する会計ソフトの導入等について、計画的な準備を行います。

- 会計ソフト等の導入（平成25年7月頃）
- 経理規程の改正等（平成25年9月頃）

(6) 法令遵守

社会福祉法人が遵守すべき法令を熟知し、役職員に対し周知を徹底し、コンプライアンスの意識を高めるとともに、必要な庶務の実施及び規程等の改正を行います。

2. 連絡調整事業

(1) 関係機関とのネットワーク

関係機関の主催する各種委員会等へ役職員を派遣し、ネットワーク化を図ります。

(2) 民間助成等の情報提供

関係団体への情報提供及び申請があった場合の推薦などを行います。

(3) 後援名義の使用許可等

関係団体が主催する社会福祉を目的とする各種事業の周知のために名義後援等を行います。

(4) 関係団体の表彰推薦

関係団体が主催する社会福祉事業等に関する表彰に係る推薦事務を行います。

3. 研修事業

(1) 役員等研修

役員等の改選に伴い、役員及び評議員の役割や新会計基準の内容等について、全役員及び評議員を対象に実施します。

- 役員及び評議員研修の実施（平成 25 年 8 月頃）
- 監事対象の会計セミナーへの参加

(2) 職員研修

[内部研修]

職員の資質向上を図るために、内部研修の開催を計画します。

- ビジネスマナー研修（全職員対象）
- 交通安全研修（全職員対象）
- Microsoft Office Word・Excel 研修（常勤職員対象）
- 広報誌作成セミナー（常勤職員対象）

[外部研修]

外部機関が実施する担当業務または階層別研修に必要な応じて参加します。

- 専門研修
- 人権・同和研修

4. 人材育成事業

(1) 実習生の受入

社会福祉の専門家や介護職を目指す柳川市内在住または出身の学生等に、人材育成の一環として実習の場を提供します。

- ホームヘルパー等の介護職
- 社会福祉士等の相談援助職

※社会福祉士の実習指導者は法の定めにより、社会福祉士で県が主催する講習を受講した者となっているため、平成 25 年度に当該研修を受講する予算を計上しています。

地域福祉活動推進部門

1. ボランティア活動・福祉教育

- (1) ボランティアセンター運営事業
 - ボランティアに関する相談・登録・斡旋
 - ボランティア発掘・育成
 - ボランティア入門講座
 - 災害救援ボランティア養成講座〔概ね校区単位の小地域で開催〕
 - ボランティア団体の支援及び連絡調整
 - ボランティアに関する情報の収集及び提供・広報活動
 - ボランティアコーディネーターの配置
 - ボランティア活動保険への加入促進
 - 災害ボランティアセンター運営マニュアルの点検及び検証
- (2) 障がい者問題啓発セミナー
(すべての人の完全参加と平等について、理解と認識を深めていくために)
- (3) 新入学児福祉啓発下敷き配布事業
(赤い羽根広報用の下敷きを新入学1年生全員に贈り、啓発活動を行う)
- (4) 市民福祉講座の開催
(市民に関心の高い時事福祉問題や暮らしに役立つテーマについての学習の場)

2. 調査・広報・普及

- (1) 社協だよりの発行／年6回
- (2) ホームページによる情報配信 [http://www.yanagawa-shakyo.or.jp/]
(社協情報や福祉情報など、ホームページ上でタイムリーな情報発信を行う)
- (3) 広報ビデオディスクの作成
(社協活動を積極的にPRし、市民の地域福祉活動への理解促進を図る)
- (4) 市民福祉座談会の実施
(社協事業や財源に対する理解を促し、市民の福祉課題に向き合う場として実施する)
- (5) 各種基礎調査
- (6) 社会福祉大会の開催／大和地区で10月19日開催予定
(社協活動や社会福祉への関心を高め、地域福祉活動を推進するための会費・共同募金・寄附金への認識を深めてもらうことを目的に行う。)
- (7) 児童福祉月間ポスターによる啓発
- (8) 老人福祉月間ポスターによる啓発
- (9) 福祉啓発機器等貸与事業
(地域福祉活動の啓発・促進を図るために視聴覚機器を貸与する)
- (10) 高齢者疑似体験用具貸与事業
(高齢者の身体的機能を疑似的に体験し、学習するために実施する)
- (11) 共同募金運動への協力

3. 小地域福祉ネットワーク・よりあい活動

- (1) 福祉委員の設置推進
- (2) 福祉委員新任研修・全体研修の開催
- (3) 個別地区社協支援〔柳川地区、三橋地区、大和地区〕

- (4) 地区社協代表者連絡会議〔全体会・年4回〕
- (5) よりあい活動支援室内遊具貸与事業
(小地域のよりあい活動へ、介護予防のための室内遊具を貸与する)

4. 当事者及び当事者団体支援

- (1) 各福祉団体活動の支援
- (2) 住環境改善機材貸与事業
(高齢者や障がい者の生活環境の改善や公共のためのボランティア活動を支援するために作業用機材の貸与を行う)
- (3) 子育て支援セミナー
(育児不安の解消と仲間づくりを支援するために実施)
- (4) 歳末たすけあい事業支援
- (5) 被災者支援事業
(火災による被災者世帯へ寝具の救援物資を支給する)
- (6) 物故者への敬供事業
(物故者の霊前に灯籠と弔意を贈り、生前の労に感謝する)

市民福祉サービス部門

1. 総合相談事業

福祉に関する総合相談窓口や心配ごと相談所を設置し、住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言や他の専門機関への紹介を行う。

- (1) 日常的な総合相談窓口
- (2) 心配ごと相談

■ 毎週木曜日 10:00～15:00 柳川総合保健福祉センター

2. 生活福祉資金貸付事業

他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等に対し、資金の貸付けと併せて必要な相談支援を行うことにより、経済的自立と生活の安定を図る。

■ 資金種類（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金）

3. 臨時特例つなぎ資金貸付事業

解雇や雇止め等により住居を喪失し、その後の生活維持が困難である離職者に対し、失業給付等公的給付制度受給までの間の生活費を貸付けることにより、生活の安定を図る。

4. 福祉用具貸与事業

介護保険適用外の虚弱高齢者や障がい児・者及び一時的に病気やけがをされた方等に対して、福祉用具を貸与することにより、利用者及び介護者の日常生活の支援を行う。

- (1) 電動ベッド
- (2) 車イス
- (3) 歩行器
- (4) 松葉杖
- (5) 乳児用ベッド

5. 日常生活自立支援事業

基幹的社協（久留米市社協）との連携のもと、生活支援員を配置し、認知症、知的障がい、精神障がいがある方等で、判断能力が不十分なため日常生活でお困りの方へ、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理及び書類等の預りサービスを行う。

6. ハンディキャブ貸与事業

車いす利用者や歩行が著しく困難な方に対し、ハンディキャブ（福祉車両）を貸与することにより、利用者の社会参加と日常生活の向上を図る。

7. 福祉バス事業（市受託事業）

福祉団体等の視察研修及び大会等参加のための福祉バスの運行。

8. コミュニティバス事業（市受託事業）

交通手段を持たない住民の方の社会参加を促進するためのコミュニティバスの運行に関する一部業務。

9. 大和・三橋老人福祉センターの管理運営（市受託事業）

市が設置する大和・三橋老人福祉センターの管理運営。

10. 柳城児童館の管理運営（市受託事業）

市が設置する柳城児童館の管理運営。

11. ファミリーサポートセンターの管理運営（市受託事業）

子育てをする人の仕事と育児の両立と、安心して働くことができる環境づくりのため、児童の預かり等について、援助を受ける人と援助を提供する人の連絡、調整を行う。

在宅福祉サービス部門

1. 介護保険事業

(1) 訪問介護事業（ホームヘルプサービス）

訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅を訪問して食事・掃除・洗濯などの生活援助や入浴介助・排泄介助・食事介助などの身体介護を行う。

(2) 訪問入浴介護事業

ご自宅の浴槽では入浴が困難な方に対してスタッフ3名（看護職員・介護職員2名）が移動入浴車でご自宅を訪問し安全かつ快適な入浴サービスを提供する。

(3) 居宅介護支援事業（ケアマネージメント）

ケアマネージャと利用者・家族・事業者の担当者が話し合っって今後の生活と状態の維持改善に向け、希望や方針を確認しながらケアプランを作成する。

2. 予防給付事業

(1) 介護予防訪問介護事業

ホームヘルパーが自宅を訪問し買い物・掃除・洗濯など、利用者と一緒に日常生活の支援を行う。

(2) 介護予防訪問入浴介護事業

自宅を訪問する移動入浴車で入浴サービスを行う。

(3) 介護予防支援事業（地域包括センターからの受託事業）

利用者と家族等が話し合っって介護予防プランを作成する。

3. 障害福祉サービス事業

自立支援給付決定を受けられた身体・知的・精神障害・難病の方に対し、利用者との契約により、自立生活及び社会参加を図るために適正なサービスを提供する。

■身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者居宅介護事業（ホームヘルプサービス）

4. 地域生活支援事業（市受託事業）

(1) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者（児）の地域における自立生活及び社会参加を図るために、日常生活の外出支援を行う。

(2) 相談支援事業

障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う。また、各関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。

(3) 入浴サービス事業

在宅の重度身体障害者（児）の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供する。

5. 生活管理指導員派遣事業（市受託事業）

介護保険非該当者で、一人暮らしなどの理由で家事援助が必要な方に対してホームヘルパーを派遣して、簡単な家事等の日常生活に対する指導・援助を行う。

6. 高齢者生きがい活動支援通所事業（市受託事業）

趣味活動等のサービスを提供し、孤立感の解消、並びに介護予防を図り、高齢者の生きがいと社会参加の促進を図る。

7. 母子家庭等日常生活支援員派遣事業（市受託事業）

母子家庭、寡婦、及び父子家庭にホームヘルパーを派遣して、日常生活の援助を行う。

8. エンゼルサポーター派遣事業（市受託事業）

2人以上の多胎児を養育している家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事、育児に関する支援を行う。